

元高土政第1228号  
令和2年2月26日

各土木事務所長 様

土 木 部 長

施工中の建設工事等における新型コロナウイルス感染症の罹患  
に伴う対応について（依頼）

このことについて、施工中の建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）の施工に係る作業従事者に新型コロナウイルス感染症の感染があることが判明した場合には、下記により状況を踏まえた適切な対応をお願いします。

記

- 1 作業従事者に新型コロナウイルス感染症の感染があることが判明した場合には、速やかに土木政策課に報告するとともに、医療機関や保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機等について要請するなど、適切な措置を講じてください。
- 2 新型コロナウイルス感染症に感染した作業従事者やその濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなるなど、現場での施工の継続が困難であると認められる場合には、特段の事情がない限り、「受注者の責によらない事由によるもの」として取り扱うこととし、工事の一時中止を指示するとともに、必要に応じ、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更など、適切な対応を講じてください。

(問い合わせ先)

土木政策課 契約担当

TEL : 088-823-9813